

補助金代理受領事業所登録

補助金代理受領事業所登録をしていただくこと・・・

- 市のWebページやパンフレットで、補助金代理受領取扱店として公開します。
- お客さまのお支払いは、補助金額分を差し引いた店舗での自己負担分のみとなります。

事業所登録手順

- 代理受領取扱事業者登録届出書に必要書類を添付して、市民安全課に提出してください。

【提出書類】

- 1 急発進抑制装置設置費補助金代理受領取扱事業者登録届出書
- 2 急発進抑制装置の機能を有することが確認できる書類の写し
- 3 履歴事項全部証明書（法人の場合）
- 4 住民票及び印鑑証明書（個人の場合）

補助金の申請、請求、受領は装置を設置する本人でもできますが、お客様の事務的負担軽減及び急発進抑制装置の設置促進のために、できるだけ代理受領制度を活用いただくよう、ご協力をお願いいたします。

■お問い合わせ先■

〒486-8686 春日井市烏居松町5丁目44番地
春日井市役所 総務部 市民安全課 交通安全担当
電話：(0568) 85-6053 (直通)
F A X：(0568) 83-9988 (フロア)
E-mail：anzen@city.kasugai.lg.jp



急発進抑制装置設置費補助事業 代理受領取扱事業所登録手引き

この手引きでは、自家用車への急発進抑制装置設置費を補助するにあたり、市民の皆さんの手続き上の負担を軽減し、装置の設置を促進するために、事業者の皆様にご協力いただきたいことをご案内しています。



書のまち春日井「道風くん」
©Kasugai City 2008

申請代行	補助金申請にかかる書類をお客様に代わり提出していただくことです。提出方法は、郵送又は直接窓口までお持ちください。
代理受領	交付決定された補助金について、事業者様により請求及び受領をしていただくことです。お客様からは、補助金額を除いた自己負担分を領収してください。
補助対象者	令和4年度中に満65歳以上になる、市内在住の市民
補助対象車両	補助対象者が普段から使用する、自動車検査証上の使用者の住所が、補助対象者の運転免許証上の住所と同一である自動車
補助対象装置	ペダルの踏み間違い等による急発進を抑制する機能を有する装置で、国土交通省の認定を受けたもの
補助金額	装置の購入及び設置に要する費用の5分の4の額（1,000円未満の端数切捨て）
補助上限額	○ 急発進抑制装置 ・障害物検知機能付き 32,000円 ・障害物検知機能なし 16,000円 ○ ペダル踏み間違い防止装置 32,000円

■お問い合わせ先■



総務部 市民安全課 交通安全担当 電話：85-6053

補助金交付に係る事務手順

1 急発進抑制装置の購入、設置相談

- 装置が設置可能車種かの確認
- 作業予定日の確認
(作業予定日は申請日から2週間以上開けるようにしてください。)

2 補助金相談

- 補助金制度利用意思確認
- 資格確認 (運転免許証、車検証で確認)
- 申請代行、補助金代理受領の意思確認

3 補助金申請 (令和5年1月31日(火)市役所必着)

- (1) 書類の作成
 - お客様が作成するもの
 - ①補助金交付申請書
 - ②申請代行及び補助金代理受領委任状
 - お客様から預かり、事業所で作成するもの
 - 自動車検査証の写し
 - 自動車運転免許証の写し
 - 事業者で作成するもの
 - 装置の購入及び設置に要する費用の見積書の写し
(補助対象事業分のみ)
- (2) 書類の提出
 - 「3-(1) 書類の作成」で作成した書類の提出

【提出先 〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44 春日井市役所 市民安全課】

お客様に作成していただく書類は、補助金交付までに「申請書」、「委任状」、「実績報告書」の3通があります。

※決められた予算の範囲内での交付となるため、上記申請期限よりも早く終了する場合があります。

補助金申請に係る審査及び交付決定連絡 (連絡まで1か月程度かかります)

4 装置の販売、設置及び清算

- 急発進抑制装置の販売及び設置
- 設置に係るお客様の自己負担額の領収

5 実績報告 (令和5年2月28日(火)市役所必着)

- (1) 書類の作成
 - お客様が作成するもの
 - ③実績報告書
 - 事業者で作成するもの
 - ④販売・設置証明書
 - 領収書の写し
- (2) 書類の提出
 - 「5-(1) 書類の作成」で作成した書類の提出

実績報告に係る審査及び補助金確定連絡

6 補助金請求

- ⑤請求書の提出

請求に基づき、補助金を交付

- ※ ご指定の金融機関口座にお振込みいたします。
- ※ 通常、請求からお支払いまで1か月程度の期間を要します。